【 請求について 】

1　共済金請求の流れ

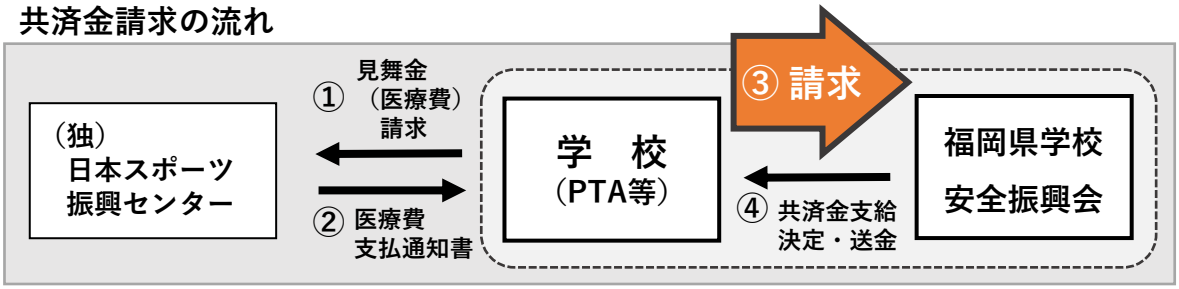

※保護者等の共済金については③④のみの流れとなります。

2　請求時必要書類

各種請求書			添付書類
生徒等	死亡共済金	様式３	①災害報告書　・・・　「センター」に提出した写し ②死亡報告書　・・・　「センター」に提出した写し ③死亡見舞金の支給決定について（通知） ・・・「センター」が発行し、教育委員会教育長に宛てた審査結果の支給決定通知書の写し ④供花料請求書（様式６）・・・　重複請求可能
生徒等	後遺障害共済金	様式４	①災害報告書　・・・　「センター」に提出した写し ②障害報告書　・・・　「センター」に提出した写し ③障害見舞金の支給決定について（通知） ・・・「センター」が発行し、教育委員会教育長に宛てた審査結果の支給決定通知書の写し
生徒等	治療共済金	様式５	①医療費支払通知書　・・・「センター」が発行した写し
生徒等	供　花　料	様式６	①会葬のお礼状等　・・・　任意
保護者等	死亡・後遺障害共済金	様式７	①死亡・後遺障害診断書等 ・・・死亡・後遺障害の証明ができる医療機関等の写し ②ＰＴＡ等活動案内文書 ・・・「PTA等」の長が招集した案内文書の写し ③ＰＴＡ等年間活動計画表　・・・　任意
保護者等	入院・通院共済金	様式８	①入院・通院日数証明書類等 ・・・医療機関が発行した領収書等の写し ②ＰＴＡ等活動案内文書 ・・・「PTA等」の長が招集した案内文書の写し ③ＰＴＡ等年間活動計画表　・・・　任意

3　注意事項

○ 生徒等の請求は**「この法人」に加入後（入学後）の「災害」**が対象です。
本会未加入であった小・中学校時の「災害」は対象になりません。（高校全日制の場合）

○ **共済金には時効があります。**（請求権発生後３年間）
詳しくは、「この法人」共済規程（共済約款第２４条）をご参照ください。事例がある場合、ご不明な点はお問合せください。

○**提出様式は「この法人」作成のものに限ります。**
個人で複製されたものは受け付けできません。**①手引書のコピー②ＣＤ－Ｒから印刷③ホームページからダウンロード**にてご提出ください。なお、白色用紙及びモノクロ印刷で構いません。

○**「センター」が給付しても本会の支給対象にならない場合**があります。
詳しくは、「この法人」共済規程（共済約款第４条）をご参照ください。

○ **死亡または後遺障害共済金が発生**した場合

添付書類等確認のため、請求前に一度「この法人」までご連絡ください。

○ **内容の相違が発生**した場合

苗字変更や入力間違いによる日付や氏名等の相違がある場合、「この法人」にご連絡ください。

○ **請求書は信書です。**

郵送または持参にて提出願います。なお、定形郵便（三つ折り可）で構いません。ホチキス、クリップ留めは不要です。

4　請求書の記入方法　　～治療共済金（様式５）の場合～

様式　5　（生徒等用）

学校番号 150

見 本

治療共済金請求書

令和　6　年　7　月　12　日

一般財団法人　福岡県学校安全振興会理事長　殿

下記のとおり治療共済金の給付について、共済規程事業方法書第３条共済金区
請求します。

学校名（単位ＰＴＡ等名）　安全振興高等学

代表者（ＰＴＡ等の長）　福岡　太郎

校　長　田中　一郎

記

1．生徒等　☑ 第　2　学年　3　組　　☐ 卒業生

（ﾌﾘｶﾞﾅ　ハカタ　ダイスケ　）

氏　名　博多　大輔

2．初回・継続別　☑ 初回　　☐ 継続

3．災害発生年月日　☐ 平成　☑ 令和　6　年　1　月　19　日

4．請求額　（災害発生年月日により、①か②で請求額を計算してください。）

☐ ① 令和２年３月３１日以前 に発生した災害

円　×０．２０ ＝

（　　月分の請求）

☑ ② 令和２年４月１日以降 に発生した災害

請求額　：　375,408　円　×０．１８＝　67,500

（　Ｒ６／１－３、５　月分の請求）

5．記入者名　鈴木　五郎　★内容確認をする場合がありますので「記入者名」も必ずご記入ください。

備考　1．日本スポーツ振興センターの医療費支払通知書（写）を添付してください。
2．１は複数合わせて請求は出来ません。１名ごとに（写）を添付してください。

※個人情報の取扱については、この法人の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に従うものとします。

フリガナの記入もお願いします。

今年度（請求時）の「学年」「組数」をご記入ください。

卒業生ならばそちらに☑、退学者の場合は余白にその旨記入。

「初回」・「継続」を選択

●**「初回」**
この法人へ初めての請求。センター通知書に「初回」が含まれかつセンター給付額　累計５０,０００円以上で請求可能。

●**「継続」**
「初回」の１回目請求後も治療が継続している場合、センター給付額　累計３,０００円以上ごとに請求可能。

注

災害発生年月日をご確認ください。

●**入学前の災害ではありませんか？**
この法人へ加入後発生した災害のみ支給対象となります。

●同じ生徒でも災害発生年月日が違う場合、別災害となりますので合算できません。やむを得ない事情がある場合はお問合せください。

請求該当分のセンター累計額と治療月数を記入。

災害発生年月日によって支給率が異なります。

①②の該当部分を☑の上、計算及びご記入ください。

●**令和２年３月３１日以前**
センター給付額の２０％

●**令和２年４月１日以降**
センター給付額の１８％

添付書類の写しについて

※複数枚ある場合、両面コピー、A4片面２枚までの割付（集約）可能です。
※「児童生徒給付別一覧」での提出は認められません。
※様式３～８の各種請求書によって添付書類が異なりますのでご注意ください。
※奥書（原本）証明は不要です。

治療が続いていれば原則、最長１０年支給します。従って卒業後も共済金を請求することが可能です。